

■議案第76号 四万十町公共下水道条例の一部を改正する条例について

【要旨】

平成14年4月に供用を開始した大正田野々地区の四万十町公共下水道は、受益者からの使用料収入だけでは維持管理できない状況にあるため、その不足分については一般会計からの繰入金により運営しています。

現在、本町では、下水道等の整備地区以外については合併浄化槽の設置を推進していることから、今後はさらに合併浄化槽の設置が普及していく見込みであるため、それぞれの施設を使用する住民の負担の均衡を図る観点から公共下水道使用料の改定を行うものです。

【改定内容】

基本料金は10%、超過料金は20%を増額する料金改定を行います。

また、今回の改正に併せて、字句の修正等を行います。

基本料金		超過料金（1 m ³ につき）				
		10～20 m ³	20～30 m ³	30～50 m ³	50～100 m ³	100 m ³ 以上
改定前	960 円	110 円	120 円	130 円	140 円	150 円
改定後	1,056 円	132 円	144 円	156 円	168 円	180 円

使用料の例

使用量	10 m ³	20 m ³	30 m ³	40 m ³	50 m ³
改定前	960 円	2,060 円	3,260 円	4,560 円	5,860 円
改定後	1,056 円	2,376 円	3,816 円	5,376 円	6,936 円

【新旧对照表】

改正後	改正前
(排水設備等の計画の確認) 第 5 条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、町長の確認を受けなければならない。 2 <u>前項の規定は、計画の変更について準用する。</u>	(排水設備等の計画の確認) 第 5 条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、町長の確認を受けなければならない。 2 <u>土地、建築物の状況により単独で排水設備等の新設等ができないときは、町長の承認を得て 2 人以上共同して新設等を行うことができる。</u> 3 <u>第 1 項又は第 2 項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による町長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を町長に届け出ることをもって足りる。</u>
(悪質下水の排除の開始等の届出) 第 13 条 使用者は、下水道法施行令第 9 条第 1 項第 4 号に該当する水質又は同令第 9 条の 8 若しくは同令第 9 条の 9 第 1 項各号に定める基準に適合しない水質の下水（以下「悪質下水」という。）の排除を開始しようとするときは、あらかじめ、当該悪質下水の量及び水質を、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。 2・3 略	(悪質下水の排除の開始等の届出) 第 13 条 使用者は、下水道法施行令第 9 条第 1 項第 4 号に該当する水質又は同令第 9 条の 8 若しくは同令第 9 条の 9 第 1 項<u>第 3 号若しくは第 4 号若しくは同条第 2 項</u>各号に定める基準に適合しない水質の下水（以下「悪質下水」という。）の排除を開始しようとするときは、あらかじめ、当該悪質下水の量及び水質を、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。 2・3 略
(使用料の算定方法) 第 17 条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した金額に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（その額に 1 円未満の端数があると	(使用料の算定方法) 第 17 条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した金額に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（その額に 10 円未満の端数があると

改正後			改正前		
きは、その端数の金額を切り捨てた金額)とする。			ときは、その端数の金額を切り捨てた金額)とする。		
2 略			2 略		
別表（第 17 条関係）			別表（第 17 条関係）		
区分	使用者が排除した汚水の量	使用料	区分	使用者が排除した汚水の量	使用料
基本料金	10㎡以下	<u>1,056 円</u>	基本料金	10㎡以下	<u>960 円</u>
超過料金 (1㎡つき)	10㎡を超え 20㎡以下	<u>132 円</u>	超過料金 (1㎡つき)	10㎡を超え 20㎡以下	<u>110 円</u>
	20㎡を超え 30㎡以下	<u>144 円</u>		20㎡を超え 30㎡以下	<u>120 円</u>
	30㎡を超え 50㎡以下	<u>156 円</u>		30㎡を超え 50㎡以下	<u>130 円</u>
	50㎡を超え 100㎡以下	<u>168 円</u>		50㎡を超え 100㎡以下	<u>140 円</u>
	100㎡を超えるもの	<u>180 円</u>		100㎡を超えるもの	<u>150 円</u>